

令和5年度 第4期末更津市地域福祉計画 進行管理表

【自己評価】A(達成)B(7割程度)C(5割程度)D(3割程度)E(未実施)

事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
基本目標1 住みよいまちづくりの土壌を創ろう								
(1)対象者横断のワンストップ一括相談・支援体制の構築 (地域福祉計画50～52ページ)								
1 重層的支援体制整備事業の実施	高齢者福祉課	制度ごと・分野ごとの縦割りや、支える側、支えられる側という従来の関係性を越えた地域一人ひとりの多様性を前提として、第6章に掲げる「重層的支援体制整備事業実施計画」を実施する。	関係機関と連携を図り、支援を行った。	毎月開催される支援調整会議へ参加した。	B	関係機関と連携を図り、支援体制の構築や柔軟な対応を行うことが出来たため。	現状の課題整理、共有。課題に対する柔軟なアプローチ方法を検討すること。	引き続き支援体制の強化、関係機関との連携に努める
	障がい福祉課		相談支援事業においては、委託先を4事業所から5事業所に増やし、障がい者やその家族等からの相談に応じるための体制強化を図った。また、地域活動支援センター機能強化事業においては、障がい者の創造的活動又は生産活動の場を提供することで、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援した。	相談支援事業所を増やしたことにより、増加傾向にある相談者や、複雑化した問題に対応するための体制強化をすることができた。また、障がい者に活動の場を提供することで、障がい者の自立及び地域社会への参加を促進することができた。	B	相談支援事業所は、基幹相談支援センターや関係機関と連携を図りながら、相談支援を行い、問題解決に向けた支援をすることができた。また、障がい者の創作的活動や生産活動の機会や場を提供することによる日中の居場所をつくり、障がい者の社会参加への意欲向上に資することができた。	相談支援は、障がい者支援の入り口となる重要なものであるため、相談者の対応力の向上を図る必要がある。また、障がい者の地域社会への参加には、障がいに対する理解促進を図る必要がある。	引き続き、適時適切な支援を行うことにより、障がい者の地域社会への参加、自立及び権利擁護の促進に努める。
	健康推進課		切れ目ない支援を実施するため、妊娠期から出産、子育て期の相談を受けると共に、各ケースの状況の応じて関係各部署、関係機関と連携をとって支援の対応を行った。	妊娠届出時の面接で全数面接および乳幼児健診等においてを行い、要支援ケースを取りこぼすことなく支援に結びつけている。	A	要支援ケース毎に、アセスメントし、他関係各機関、部署と共に熟考した上で支援を実施している。	多様な困難さを重複して抱えたケースが増えていることから、関係機関、部署との連携がより必要になってくる。事例の共有や困難事例への検討会などの場が必要である。	引き続き連携して支援を実施していくと共に、困難ケースについては福祉部との連携、職員間で事例を共有し、対応力を高める。
	福祉相談課		重層的支援会議の開催 包括的相談窓口体制の構築 事業の周知	重層的支援会議の開催(1回) 包括的相談事業者連絡会の開催を1回、相談支援に関わる研修会1回開催。事業の周知を行った。 支援会議10回開催	B	重層的支援会議は本人同意を得ることが困難なため会議の開催が今年度は1回のみとなっている。 地域の団体等への事業の周知が不十分	地域の団体等への事業周知を行い理解を深める	地区社協、民児協議会において重層事業の説明、協力をお願いする。
	子ども保育課		・地域子育て支援拠点事業 家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施し、必要に応じ、関係各部署、関係機関と連携をとって支援の対応を行った。 ・利用者支援事業 子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を行い、必要に応じ、関係各部署、関係機関と連携をとって支援の対応を行った。	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちに貢献している。	A	直営の地域子育て支援拠点事業については市内の施設で唯一、日曜開所をしており、乳幼児及びその保護者のニーズに応え、地域の子育て支援機能の充実に貢献しているため。	子育て支援センターの利用者が増えるとともに、問題を抱えている家庭の利用者も増えるため、関係部署、関係機関との連携をより深めていく必要がある。	地域子育て支援拠点事業については家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施し、必要に応じ関係各部署、関係機関と連携をとって支援の対応を行う。利用者支援事業については子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施し、必要に応じ関係各部署、関係機関と連携をとって支援の対応を行う。
2 対象者横断の相談・支援窓口の設置と住民への周知	福祉相談課	福祉相談課の相談支援体制の強化を図ることで、コミュニティソーシャルワーカーとともに多様な主体が連携した包括的な相談支援体制を推進する。	庁内の関係課や関係機関、団体等と協力し、包括的な相談支援体制を推進した。	役割分担をしながら速やかに対応し、「断らない」体制を取ることができた。	A	福祉相談課が中心となって、関係課等と連携・調整を図ることで、包括的な相談支援体制をとることができた。	自分から助けを求められない人への周知が必要。 複数の機関が連携するので、指示系統を明確化させる。 コミュニティソーシャルワーカーとの連携が不十分。 福祉の総合窓口の配置が奥になっており、相談者にとってわかりづらくなっている。	庁内外問わず、福祉の総合窓口について周知を行う。 重層的支援体制整備事業の中で、検討・改善していく。
3 社会福祉協議会への地区担当コミュニティソーシャルワーカーの配置	福祉相談課	木更津市社会福祉協議会内にコミュニティソーシャルワーカーを配置し地域における要援護者等又はその家族・親族等の支援を通じて、地域の要援護者等の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行う。	市内地域包括支援センター単位にコミュニティソーシャルワーカーを配置し対象者の相談・支援体制の整備を行う。	全5地区17名のコミュニティソーシャルワーカー(社協専門職)を配置し、相談・支援を行った。	B	担当地域の会議に積極的に参加し、困りごとの相談に対応できた。 地域の担い手を確保しきれていない。	地域でのコミュニティソーシャルワーカーの育成を行う。	地区社協、民児協、地域住民等を対象に研修会等を開催し地域のコミュニティソーシャルワーカー(担い手)の育成を行う。

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
4	民生委員・児童委員活動への支援	福祉相談課	民生委員協力員の嘱託を行い、地域住民への訪問や相談活動などを実施し民生委員・児童委員の活動負担の軽減を図る。	民生委員協力員の委嘱に努めた。 (R6.1.1時点 委嘱者数 10名)	民生委員・児童委員の負担軽減及びなりて不足を補うことができた。	B	地区民児協会長と情報交換し、必要に応じた制度の利用を行うことができた。	引き続き制度利用の促進に努める。	令和6年度当初予算において、民生委員協力員の活動費を令和5年度より1名増の11名分で要求している。
5	民生委員・児童委員、主任児童委員及び家庭相談員の活動の周知	福祉相談課	ホームページや民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の中で活動や役割の周知を行う。	・道の駅において、民生委員の活動内容の周知を行った。(チラシ・風車の配布) ・各部会研修会を開催した。 ・役員のみ参加だった「こどもまつり」に今年度は主任児童委員全員が参加し、模擬店等を通して主任児童委員活動を周知した。 ・「赤ちゃん訪問」を再開した。 ・小中学校での福祉体験学習に主任児童委員が積極的に参加し、協力した。	・少しずつ以前の取り組みを再開でき、イベントや研修会を通して、民生委員や主任児童委員と地域の方々との繋がりを深めることができた。	A	・コロナ禍による長い自粛期間を終え、徐々に顔の見える関係づくりを構築することができたが、担い手不足が解消できていないため。	民生委員・児童委員の欠員の解消に向けた、活動内容の周知方法。	・ホームページ等を活用して、民生委員児童委員や地域の方に情報等を提供していきたい。 ・地域の中で「つながり」を広げながら、住民同士を「つなぐ」ためのネットワークを充実させたい。
		子育て支援課	子育て世代の地域の身近な相談役であり、行政や地域とのつなぎ役である主任児童委員の活動の周知を図り、子どもの健全な育成を推進する。	10月より主任児童委員による、こんにちは赤ちゃん事業(里帰り出産分)を実施した。	事業再開に伴い、乳児の母子に主任児童委員の周知に繋がった。	A	相談者が各自のニーズにあった団体等の情報を入手し、必要に応じてその団体のサービス利用につながった。	情報の更新が早い民間団体の最新の情報を入手し、相談者のニーズに合わせ情報提供をしていく。	相談者のニーズに合わせ、最新の情報を入手できるように、民間ボランティア団体等との情報共有に努める。
6	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会への支援	福祉相談課	木更津市社会福祉協議会へ事業費及び運営費の補助を行う。	市内15地区社協に対し、事業費及び運営費補助金の交付を行った。 ①地区社協助成金 一律130,000円計1,950,000円 ②会費納入還元金 15地区 計10,043,200円 ③地域福祉活動推進支援事業費 計1,080,000円 ④重点事業助成金 8地区に助成 計564,000円	安定した事業費及び運営費補助金を交付することにより、各地区での継続的な活動が展開されている。また、新規事業や、重点事業の助成金も活用し、地域の実情にあった地域福祉を展開している。(以下のとおり) 岩根東地区:生活支援体制整備 岩根西地区:生活困窮家庭見守り 太田地区:高齢者詐欺被害防止・環境整備支援 三中地区:サロン増設 波岡東地区:地域食堂活動支援 波岡西地区:避難行動要支援者支援体制構築 二小地区:異世代交流ポツチャ大会 富来田地区:「ふくふく広場」の開催	A	概ね達成できた。積極的な事業展開が見受けられた。	コロナ禍により、3年連続で敬老会の委託がなかったことにより、高齢者の支援について、地区によりばらつきが見られる。今後の敬老会のあり方について、従来の参集型も含め、検討する必要がある。 ※敬老会委託に関わらず、地区社協に対し名簿の貸与ができるよう検討してもらいたい。	引き続き、事業費及び運営費補助金の交付を行い、財政支援を行う。また、敬老会事業については、地区社協及び市社協との話し合いの場を継続して設ける。
7	地域包括支援センターの機能強化及び活動の周知、基幹相談支援センター及び相談支援事業所の活動の周知	障がい福祉課	基幹相談支援センター及び指定特定相談事業所の活動の周知。	基幹相談支援センター及び指定特定相談支援事業所の活動を周知するため、広報紙及びホームページへの掲載、当課窓口において「障がい福祉のしおり」の配布を行った。	基幹相談支援センター及び指定特定相談支援事業所の活動について、広報紙等の媒体を通じ、広く周知を図ることができた。	C	活動を周知することにより、早期に相談支援につながりやすく、悩みや不安軽減に効果がある。	指定特定相談支援事業所の数は、ニーズに比べて不足している。	引き続き、基幹相談支援センター及び指定特定相談支援事業所の周知を図るとともに、人材育成にも取り組む。
		高齢者福祉課	地域包括支援センターの機能強化及び活動の周知	市ホームページを始め、認知症ガイドブックや「在宅医療と介護マップ」など関係パンフレットに掲載し、継続して地域包括支援センターの周知を図った。	地域包括支援センターの認知度向上に努めることができた。	B	市ホームページや関係パンフレットに掲載することで、概ね目標を達成することができたため。	地域包括支援センターの機能強化として、基幹となるセンター機能を高齢者福祉課内に持たせること。	三職種(保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士)を高齢者福祉課に配置し、地域包括支援センター間の総合調整や後方支援を担う体制づくりを構築する。
8	「広報きさらづ」やホームページ、コミュニティ放送を活用した情報提供の一層の充実	福祉部内各課	市広報紙やホームページを活用して福祉サービス等の情報提供を行う。	広報紙やホームページ等で、障害福祉サービスにかかる情報提供を行った。(障がい福祉課)	障害福祉サービスの利用を促進するため、情報提供を行った。(障がい福祉課)	B	障害福祉サービスに係る情報提供を、適宜実施することができている。(障がい福祉課)	情報を得ることが難しい障がい者が存在し、適時適切な情報提供ができていないケースがある。(障がい福祉課)	引き続き、広報紙やホームページを活用し、適時適切な情報提供に努める。(障がい福祉課)
			広報紙やホームページ等で、介護保険に関する情報の周知に努めた。(介護保険課)	ホームページ掲載内容およびレイアウトを見直すとともに、広報紙を活用した情報提供を行った。(介護保険課)	A	ホームページを随時更新することで、介護保険に係る情報提供を行うことができた。(介護保険課)	情報を得ることが難しい高齢者等に適切な情報提供ができていないことがあるため、高齢者等に情報が行き渡るようにする必要がある。(介護保険課)	引き続き掲載内容を精査し、適切な情報提供に努める。(介護保険課)	
			自殺対策や住宅確保給付金等の事業について、市広報紙やホームページ、必要に応じて民間発行の情報誌に掲載する等、周知に努めた。(福祉相談課)	随時、ホームページを更新するとともに、市広報紙等を活用して周知を行い、講演会等を開催することができた。(福祉相談課)	A	市広報紙等による情報提供を行うことで、給付金等の手続きの案内、講演会の参加者を集めるなど、滞りなく事業を進めることができた。(福祉相談課)	より多くの方に情報が行き渡るよう、努めていく必要がある。(福祉相談課)	引き続き、内容によって、適切な情報提供に努める。(福祉相談課)	

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
9	住宅確保に対する支援	福祉相談課	住宅確保要配慮者に対する住宅確保に係る支援を行う。	住居確保に課題がある生活困窮者に対して、相談、賃貸住宅等への入居に関する情報提供、入居後の見守りなどの生活支援を実施している。	相談者の課題・状況に合わせた生活拠点を確保することが出来た。	A	相談者の悩み・課題を把握し、生活環境において特に配慮が必要とされる者に対し、安定した住環境を確保する支援を行った。	高齢者や障がい者等、生活環境において特に配慮が必要な者の安定した住環境の確保が難しくなっている。	多種多様な相談内容に応じ、適切な住環境を整える事ができるよう、情報収集に努め、関係機関と連携し支援していく。
10	自殺予防の推進	福祉相談課	木更津市自殺対策計画に定める取り組みの推進を図る。	・中学生のSOSの出し方教室(講演会)実施(6校) ・市民向けの心の健康及び自殺対策に係る講演会開催(36名参加) ・民生委員を対象としたゲートキーパー研修(38名参加)	SOSの出し方や自殺対策、ゲートキーパーに関して、理解を深めることができた。	A	自殺対策計画に沿って、講演会や研修を開催することができた。	自殺対策にはゲートキーパーの役割は重要であるため、より多くの人にゲートキーパーを知ってもらう必要がある。	引き続き、講演会や研修会の実施のほか、啓発活動を通じて自殺対策を推進する。
11	虐待防止及び再犯防止対策の推進	福祉部 健康こども部	子ども、高齢者、障がいのある人等に対する虐待の防止とともに、犯罪をした者が再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進める。	基幹相談支援センターが中心となり、関係機関との連携を図りながら、虐待事案等への対応を行った。(障がい福祉課)	関係機関との緊密な連携により、虐待事案等に対し、迅速に対応できた。(障がい福祉課)	B	関係機関との緊密な連携により、虐待防止対策に寄与した。(障がい福祉課)	虐待防止や再犯防止に関する相談に迅速に対応するため、基幹相談支援センターの体制を強化する必要がある。また、虐待防止に関する啓発活動が必要である。(障がい福祉課)	基幹相談支援センターの体制の強化に取り組むとともに、虐待防止について、広報紙、ホームページ及び障害福祉イベント等を活用し、普及啓発に努める。(障がい福祉課)
			虐待案件において、予防に努め、双方の話をよく聞いて、寄り添うことで再発の防止に努めた。再犯しないために何が必要かを検討し、対象者と接した。(福祉相談課)	対象者の悩みを聞き、寄り添うことで、対象者の心の安定に努め、虐待等の再発防止に繋げた。また、実務者として、要保護児童対策地域協議会のメンバーとなり、支援に踏み込めるようになった。(福祉相談課)	B	令和4年度までは支援に踏み込めなかった対象者へ、実務者として携わることができた。(福祉相談課)	虐待予防の周知が必要。(福祉相談課)	虐待予防の周知が必要。また、世帯構成やそれに伴う課題を把握し、包括的に捉えていく。(福祉相談課)	
			児童虐待防止の観点から、支援の必要な家庭の早期発見早期対応に努めた。また、11月の児童虐待防止月間に合わせ児童虐待防止に対する周知を行った。(子育て支援課)	児童虐待防止月間に、広報きさらづ、市のデジタルサイネージ利用による周知、学校等に対するポスター及びリーフレット配布、新規採用職員に対するオレンジリボン配布着用の呼びかけを行った。(子育て支援課)	A	啓発により、DVや児童虐待の早期発見、早期対応が出来たことから重篤状況に陥る前に対応することが出来た。(子育て支援課)	増加、複雑化する児童虐待に対し、一つの機関では対応が難しい。今後は関係機関と連携し、協働での対応が求められる。(子育て支援課)	DVや児童虐待防止の啓発とともに要保護児童対策地域協議会の関係機関の連携協働のための啓発を行い、増加する児童虐待に対し、関係機関と緊密に連携し早期発見するとともに協働での早期対応に努める。(子育て支援課)	
12	庁内各課・関係団体との連携強化	福祉相談課	庁内各課や社会福祉協議会等の関係団体との連携を一層強化し、対象者横断の相談・支援体制の構築に取り組む。	相談者が抱える複合的な課題に対して、関係する庁内各課や福祉協議会等と積極的に巻き込み、連携して解決にあたることで、相談・支援体制を整えた。	今年度の延べ相談数は12月末時点で2,411件であり、関係団体等と協力し、継続して課題解決に取り組んでいる。	A	取組む課題ごとに、連携する関係団体等が異なり、相互に協力して課題に取り組む中で、体制の構築と連携の強化が進んだ。	今後も相談数の増加が見込まれることから、福祉の総合窓口としての福祉相談課の相談体制の強化が必要。	様々な課題に取り組む中で、関係団体等との連携・支援体制を強化していく。

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
(2)生活困窮者自立支援の方策 (地域福祉計画53～54ページ)									
1	対象者横断の相談・支援窓口と連携した支援	福祉部内各課	福祉部内の相談・窓口で連携し、包括的な支援を継続的に行う。	基幹相談支援センターを中心に、福祉部内の関係各課と連携し、包括的な支援を行った。(障がい福祉課)	福祉部内の関係各課との連携により、適切な支援を速やかに提供することができた。(障がい福祉課)	B	連携により問題解決につながった。(障がい福祉課)	処遇困難ケースが増加していることから、福祉部内の関係各課との更なる連携強化が必要である。(障がい福祉課)	増加する処遇困難ケースに適時適切に対応するため、引き続き、福祉部の関係各課において、緊密な連携を図るとともに、必要に応じ重層的な支援会議を活用し対応していく。(障がい福祉課)
			福祉部内の窓口で受ける相談に対し、それぞれの課が個別に対応することなく、関連する課の者が同席して対応し、包括的な支援を行った。(福祉相談課)	課題解決に向けて、関係する課が合同で取り組むことにより、より効果的な対応に繋がった。(福祉相談課)	A	一担当者が課題を抱え込むことなく、関連する課と取り組むことで、相談者の利便性に繋がるとともにより効果的な対応となった。(福祉相談課)	今後は、相談内容も複雑に、件数も増加することが見込まれることから、より一層の連携が必要とされる。(福祉相談課)	様々な課題に対して、部全体で協力して取り組む中で、連携・支援体制を強化していく。(福祉相談課)	
2	社会福祉協議会への地区担当コミュニティソーシャルワーカーと連携した地域づくり	福祉相談課	木更津市社会福祉協議会に委託しコミュニティソーシャルワーカーを地域に配置することにより、地域福祉の向上を図る。	市内地域包括支援センター単位にコミュニティソーシャルワーカーを配置し対象者の相談・支援体制の整備を行う。	全5地区17名のコミュニティソーシャルワーカー(社協専門職)を配置し、相談・支援を行った。	B	担当地域の会議に積極的に参加し、困りごとの相談に対応できた。地域の担い手を確保しきれていない。	地域でのコミュニティソーシャルワーカーの育成を行う。	地区社協、民児協、地域住民等を対象に研修会等を開催し地域のコミュニティソーシャルワーカー(担い手)の育成を行う。
3	生活困窮世帯の子どもの学習支援	福祉相談課	社会的・経済的困難を抱える世帯等の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していけるよう、安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高等教育への進学等を目指す。	市内4カ所の公民館等で学習支援教室を開催した。 ①西清川教室 38回 ②岩根教室 43回 ③中央教室 43回 ④富来田教室 40回 4地区合同行事 3回 なお、地域の小中学校へ訪問し学習支援教室の周知活動を行った。 学生ボランティアを募るために、県内の大学や高校などにも訪問した。	学校や児童相談所への訪問、また福祉相談課のケースワーカーへの周知、及びイベントでの周知活動などを通じ、生徒の確保に努めた結果、多くの生徒の参加申込があった。 西清川:18名、中央:20名、岩根:26名、富来田:10名 キャンプやクリスマス会の合同行事を実施し、コミュニケーションが図れ居場所としての存在になった。	A	学習の場と、居場所としての機能を果たしている。	・大学生ボランティアの確保を行う ・関係各所(ケースワーカー、学校、児相等)との更なる連携を図る	・継続的な周知活動を行う ・大学生ボランティアの募集強化
4	ハローワーク・地域若者サポートステーションと連携した支援	福祉相談課	働くことについての悩みを抱えている人が就労に向かうことができるように、ハローワークや地域若者サポートステーションと連携し、継続的な支援を行う。	就労にかかる悩みを抱える者に対して、ハローワークやサポートステーションへの同行するなど、それぞれの機関と連携して、継続して支援を行った。	長期間ひきこもり状態にあった者に対し、サポートステーションと連携してA型・B型作業所に通えるようにするなど、社会参加に繋げることができた。	A	就労環境に適応できていないだけでなく、能力的にそれ以前の段階の者に対しても、継続支援を行うことで、社会参加に繋げることができた。	就労経験があっても、能力的に準備段階の者もいることから、継続した支援が必要となる。	ハローワークやサポートステーションとの連携のほかに、対象者の他の支援機関とも連携して取り組む。
5	商工会議所等と連携した職場体験などの協力事業者の開拓	福祉相談課	様々な事情から一般就労で働くことが難しい方に対して働く場を提供し、その中で一般就労に向けた訓練を行う。	社会福祉協議会に委託した就労支援事業により、12月末時点で13名の対象者の就労に向け、それぞれの目標を定めて、福祉事業所及び市関係施設、教育機関等の協力により、就労や社会生活全般で必要となる基本的な生活習慣や技術を習得するための体験や訓練等を行った。	個別支援計画に基づき、対象者の状況に応じた体験や訓練の機会を提供することにより、自立生活や就労の意欲低下が顕著な対象者の意欲向上に努めた。12月末時点で一般就労の目標達成者は5名。	B	生活意欲が向上し、就労につながる対象者もいるが、就労先での新たな課題を抱える場合や社会への参加意欲が著しく低下している対象者も多いため、就労継続のための追加支援や社会参加のための支援が必要な場合がある。	就労の継続、社会との関係性の維持	対象者の状況や支援の目的を理解し、協力していただける事業所等の協力者の範囲を広げるとともに、就労や体験、訓練による対象者の自立生活及び社会参加意欲の向上を図る。
6	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の生活福祉資金貸し付けとの連携	福祉相談課	木更津市社会福祉協議会において福祉資金貸付制度として生活福祉資金の貸付を行う。	①生活福祉資金貸付事業(千葉県社協委託) ・緊急小口資金5件 ・福祉資金2件 ・教育支援資金7件 ②善意銀行貸付事業(市社協自主事業) ・貸付15件 ・給付5件 ※令和5年12月末現在	相談に応じて関係機関と連携をし、対象世帯に対し適切な支援を行うことができた。	A	対象世帯に対し、適時適切な支援を行うことができた。	貸付実施後のフォローアップ支援	関係機関と連携を図り体制を強化する。
7	特定地方公共団体による無料職業紹介事業	福祉相談課	地方公共団体による無料職業紹介事業を実施することで公共職業安定所等と連携した包括的で多様な社会参加・就労支援体制を推進する。	近隣3市の実務者と打合せや情報交換を行った。	他市の状況や実績を把握することで、就労支援に関する実務や他市の会社の情報を得ることができた。	A	相談者の特性に応じて、適切な職業に就労できるよう支援を行った。	会社の開拓や登録が必要。対象者の経験を重視した支援を行う。	相談者の状況を把握し、適切な業種への就労を支援していく。

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
(3)必要なサービスを提供するための仕組みづくり (地域福祉計画55～56ページ)									
1	地区懇談会の開催	福祉相談課	地域課題の把握を目的とした地区懇談会を開催する。	地域包括支援センター主催の地域ケア会議及び地区社協に積極的に参加し、地域の課題解決に向けて共に検討した。なお、社会福祉協議会主催の懇談会については、4地区生活支援体制整備事業の中で、関係者等で個別のケース会議を実施している。	課題解決に向けての関係機関(者)の連携が強化された。	B	相談窓口機能を持つ地域包括支援センターや民生委員と共に考える機会を設けることが出来た。	懇談会の参加者が限定的である。	引き続き様々な声を吸い上げられるような懇談会を実施する。
2	サロンの開催場所の増設	福祉相談課	社会福祉協議会主導での住民交流の拠点としてのサロン活動の増設をする。	サロンや子ども食堂開設の相談を受け、アドバイスや助成金の案内を行いサロン増設に向けて取り組んだ。	子ども食堂が現在市内に13件設置され、スタッフとして高齢者が生きがいも持って参加している。サロンや子ども食堂新設の相談を受け、新たに地域食堂も開設され、これにより住民同士の交流が図れた。	B	高齢者サロンとしては市内全体での増加には至らなかったが、サロン(こどもの居場所)や地域食堂の新設によりスタッフとして高齢者が生きがいを持って参加しており、住民同士の交流も図れている。	サロンが市内にくまなく設置されていない。	必要に応じてサロンの立ち上げ支援等を行う。
3	認知症等高齢者見守り事業などの実施により、支援を必要とする世帯を把握するとともにそのニーズを把握	高齢者福祉課	地域での見守り活動を支援するとともに、登録を希望する高齢者の住所、氏名、緊急連絡先、かかりつけ医等の情報を市や地域包括支援センターに登録することで、緊急時の対応や早期に必要な支援を行う。	地域包括支援センターにて登録を希望する高齢者の住所、氏名、緊急連絡先、かかりつけ医等の情報の申請を受付し、毎年誕生日に更新をする地域高齢者把握事業の実施。	登録者等に対する健康、医療、介護の各種相談に対応した。	B	従来通りの運用を維持できた。	登録者数の増加に向け、課題整理が必要。住基データと利用者名簿と突合できるシステムを作成したので、今後は活用していく。	事業の周知に加え、事務作業の効率化を検討する。
4	支援を必要としている人とサービスを提供する人との調整を図る人材の育成	福祉相談課	木更津市社会福祉協議会にてコミュニティソーシャルワーカー養成研修会を行い、人材の育成を行う。	コミュニティソーシャルワーカー養成講座年1回開催。	民生委員や地区社協、福祉関係機関等に案内を行い研修会を行った。	B	民生委員や地区社協関係者、福祉関係機関や行政職員の参加もあったが地域住民の参加がなかった。	民生委員や地区社協だけでなく地域住民にも研修の参加を促したい。	地区社協、民児協、地域住民等を対象に研修会等を開催し地域のコミュニティソーシャルワーカー(担い手)の育成を行う。

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
(4)福祉サービスを支える仕組みの充実 (地域福祉計画57～58ページ)									
1	市の相談窓口でのサービス利用の苦情の受付	福祉部内各課	福祉サービスの利用に関する苦情に対し、窓口で対応し、解決に努める。(介護保険課) 窓口において、苦情の内容を正確に把握し、関係機関等と連携し、解決に向け取り組んだ。(障がい福祉課)	電話や窓口において、対応を行った。(介護保険課) 関係機関等と連携し、問題解決が図られた。(障がい福祉課)	課内等で情報共有を図り、苦情に対し適切に対応した。(介護保険課) 福祉部内の関係各課との連携により、適切な支援を速やかに提供することができた。(障がい福祉課)	B	苦情があった際には、関係機関等と情報共有を図り、解決に向かうように努めた。(介護保険課) 苦情に対し、迅速に対応した。(障がい福祉課)	長時間または頻回の対応をしなければならぬ苦情が増加している。(介護保険課) 障害福祉サービスが多岐にわたることから、苦情の内容も複雑かつ難解になり、解決までに多くの時間を要している。(障がい福祉課)	引き続き電話や窓口において寄せられた苦情に耳を傾け、解決に努めていくとともに、関係部署等とも情報の共有を図り、解決に向け連携していく。(介護保険課) 引き続き、苦情の内容を正確に把握することに努め、関係機関等と緊密に連携しながら、早期の解決に努める。(障がい福祉課)
		地域共生推進課	市政要望については、窓口・電話・手紙・FAX・メール・HPからの問い合わせフォーム・らづナビの投稿レポートなど、多様なチャネルでの受け付けを継続する。	手紙13件、HPからの問い合わせフォーム153件受け付けた(12月末時点)。	市政への要望については、手紙・HPからの問い合わせフォームなど、複数のフォーマットから受け付けし、担当課へ要望等意見を伝えることができた。	A	要望について担当課へ伝えるとともに、回答に複数の部署の調整を要するもの等については当該課でとりまめの上回答を行うなど柔軟に対応を行い、迅速・正確な庁内の情報共有と市民への回答を行った。	複数の部署による対応や回答を要する要望については、担当部署間の連携・情報共有等に時間を要する場合があります。	複数の部署による対応や回答を要する要望について、各部署へ適切な指示やとりまめ、意見調整依頼を行い、迅速・適切な回答がされるよう努める。
2	福祉サービス利用者サポートセンター(千葉県運営適正化委員会)の活用	福祉部内各課	福祉サービス利用者からの苦情等を解決するために福祉サービス利用者サポートセンターへ相談等を行う。	利用者からの苦情に対して、福祉サービス利用者サポートセンターを案内した。(障がい福祉課)	福祉サービス利用者サポートセンターを案内することにより、迅速な対応が図られた。(障がい福祉課)	A	福祉サービス利用者サポートセンターを案内することにより、苦情等に対し適切に対応することができた。(障がい福祉課)	特になし。(障がい福祉課)	引き続き、苦情等の内容を正確に把握し、適宜、福祉サービス利用者サポートセンターを案内する。(障がい福祉課)
3	福祉サービス事業者の第三者評価受審の促進	福祉部内各課 健康こども部	福祉サービスを提供する福祉施設・事業所のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行い、福祉サービスの質の向上を図る。	今年度該当なし。(福祉相談課) 今年度該当なし。(こども保育課) 今年度該当なし。(障がい福祉課)	今年度該当なし。(福祉相談課) 今年度該当なし。(こども保育課) 今年度該当なし。(障がい福祉課)	C	今年度該当なし。(福祉相談課) 保育施設の第三者評価受審については5年に一度を想定し、今年度3園が実施しているものの、現状市内の保育施設で実施している園が少ない状況のため。(こども保育課) 今年度該当なし。(障がい福祉課)	評価を受け福祉サービスの質の向上を図る。(福祉相談課) 第三者評価受審について、利用者のサービスの質の向上のため必要としているが、努力義務となっているため、市内の保育施設で実施している園が少ない状況である。(こども保育課) 第三者評価受審が努力義務ということもあり、今年度受審した障害福祉サービス事業者は2事業者と少ない状況である。(障がい福祉課)	市民総合福祉会館は指定管理者(社会福祉協議会)に評価を依頼している。次回令和6年度実施予定。(福祉相談課) 引き続き、定期監査等を通じ、市内の保育施設に対し、保育の質の向上のため、第三者評価受審の必要性について案内をしていく。(こども保育課) 木更津市身体障害者福祉センターについては、指定管理者が令和6年度又は令和7年度において第三者評価を実施予定。障害福祉サービス事業者の指定権者である県と連携して受審の推進を図る。(障がい福祉課)
4	市社会福祉協議会の成年後見支援センター事業の推進	福祉相談課	市民からの権利擁護に関する相談にあたって、市及び木更津市社会福祉協議会が連携して成年後見制度や日常生活自立支援事業、その他のサービスの案内等について総合的に対応する。	成年後見支援センターに寄せられる権利擁護にかかる相談に対して、定期的に開催する権利擁護支援定例会議において専門職の意見を聞き、支援の方向性等を検討して、支援を実施する。	権利擁護支援定例会議において、医師、弁護士や司法書士、福祉専門職等と成年後見制度の活用を含めた対応を検討し、必要な制度に繋ぐことができた。	A	専門職の意見を聞き、対象者の実情に合わせた支援を実施できた。	複雑な事情・課題を含む相談もあることから、専門職の意見を踏まえて、取り組む必要がある。	継続して取り組む。
5	成年後見の市長申し立て	福祉相談課	成年後見制度利用の申し立てができる4親等以内の親族がいないなどの人に対し、市長申し立てを行っている。	成年後見制度を必要としている者のうち、親族等の協力が得られない者について、市長申し立てにより、家庭裁判所の審判を求める。	親族の協力が得られない方の権利擁護支援のため、6件の市長申し立てを行い、全件確定している。	A	調査を確実に実施することで、申し立て後、概ね2週間以内に後見開始の審判を受けている。	早急に支援が必要なケースもあることから、課題や現状を速やかに把握し、支援を行う必要がある。	継続して取り組む。
6	市民後見人育成	福祉相談課	地域における身近な存在として、被成年後見人等の意思を丁寧にくみ取って後見等事務を進めていくことができる市民後見人を養成する。	養成講座受講後、専門職による相談支援や年一回のフォローアップ研修等によってサポートし、市民後見人の資質向上に努めている。	これまで養成講座を受講した者のうち、28名がフォローアップ研修に参加し、資質向上に努めた。また、活躍中の市民後見人延べ24名及び後見監督人18名が、定期的に開催される後見監督連絡会に参加し、専門職による相談支援を受けている。	A	市民後見員養成講座を受講するだけでなく、研修や連絡会の場を設けてフォローアップを行うことで、市民後見人となることへの不安の払しょくに努めた。	市民後見人を養成するにあたって、講師の確保や県内で開催される口座内容の統一等の課題がある。	養成講座及びそのフォローアップを継続して取り組むほか、県や裁判所にも協力を求め、養成講座の近隣地区との合同開催も検討していく。
7	日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発	福祉相談課	幅広く市民全体に成年後見制度を普及啓発し、成年後見制度への関心を高める。	福祉相談課及び社会福祉協議会窓口においてパンフレットを活用して問合せに対応するとともに、ホームページの活用、出前講座の開催により周知に努めた。	問合せのあった福祉事業所等において、出前講座を2回開催し、周知に努めた。(12月末現在)	B	常に誰もがが必要な制度ではないが、福祉事業所等への周知を行うことにより、必要となった場面で活用していただけるような準備となっている。	さらに制度を浸透させるには、利用実績を上げるとともに、講演会等個人も参加できる周知の機会を行うことも検討する。	障害者やその家族を含めた高齢化率の上昇により、需要が見込まれることから、周知方法の検討を行う。

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
(5)高齢者や障害のある人など当事者組織への支援（地域福祉計画59～60ページ）									
1	当事者組織についての情報を提供	高齢者福祉課	多くの高齢者が参加できるように団体の情報を提供する。	従来の周知方法に加えて、新たな方法で周知できないか検討を行った	シニアクラブの活動を周知し、参加者を募る為、シニアクラブの活動内容などをまとめ会報誌などを高齢者の利用が多い施設への配置した。	C	前年度と同様に、活動を維持。	シニアクラブの数および参加者の減少	自治会に参加して、シニアクラブの結成を促す。
		障がい福祉課	障がい特性に応じた相談ができるように、各障がい者団体の情報を提供する。	ホームページや「障がい福祉のしおり」に各当事者組織の情報を掲載している。	各当事者組織の情報を掲載することにより、障害特性に応じた相談等ができる環境整備に寄与した。	C	障害特性に応じた相談等ができる環境整備に寄与した。	特になし。	引き続き、当事者組織の情報提供を行う。
2	当事者組織の運営や活動を支援	高齢者福祉課	高齢者が健康でいきがいのある活動的な生活が送れるようにシニアクラブへ支援を行う。	シニアクラブの活動に参加し、シニアクラブが抱える問題を共有できた。	活力あるシニア世代に活躍の場の提供を支援できた。	C	前年度と同様に、活動を維持。	会員数が一定を維持しているが、今後も維持・増加できるよう周知することと、事務局と意見交換が必要。	シニアクラブの周知に加え、事務局と積極的な意見交換を行う。
		障がい福祉課	市内に在住する障がい児者の自主及び社会参加を図ることを目的として、継続的に活動を行う団体に対し、補助金を交付する。	市内の当事者組織に対し、補助金を交付した。	当事者組織に補助金を交付することにより、活動の支援を行った。	A	当事者組織の活動状況に応じ、適切に補助金を交付することにより、継続的な活動を支援した。	当事者組織の構成員の高齢化が進み、年々、活動が困難になっている。	引き続き、当事者組織の活動状況を注視しながら、適切な補助金の交付を行う。
3	当事者組織との定期的意見交換の実施	高齢者福祉課	シニアクラブ連合会との意見交換を必要に応じて随時行う。	シニアクラブの集会に参加し、シニアクラブが抱える参加者の減少等の問題を共有した。	参加者の減少については、クラブ数の減少と相関があるので、第1回総務部会に参加しクラブの結成を促す取組みを行うこととした。	C	来年度にかけて取組むこととなったため	シニアクラブの数および参加者の減少	自治会に参加して、シニアクラブの結成を促す。
		障がい福祉課	障がい児者が地域で日常生活を営むことができるように当事者組織を地域自立支援協議会の構成員として意見交換を実施する。	当事者組織の方に地域自立支援協議会及び各専門部会に参加していただき、事業を実施した。	当事者組織の方との意見交換による情報共有や円滑な連携が図られた。	A	意見交換により、活動内容の検討や取組が実施できた。	障がい児者が地域で日常生活を営むことを支援するためには、当事者組織との意見交換を継続して行う必要がある。	引き続き、当事者組織の方に地域自立支援協議会及び各専門部会の構成員として加入いただき、活発な意見交換を行っていく。
4	当事者の各種会議への参加(意見等発言の機会の提供)	高齢者福祉課	当事者の各種会議への参加	認知症サポーターのステップアップ講座で若年性認知症当事者による講話を実施した。	実際に若年性認知症当事者の講話を受講することで、当事者の思いやその人らしく生きること、必要な支援について理解を深めることができた。	B	当事者やその支援者・関係機関と連携を図り、各講座を開催することができた。また、当事者との良好な関係が構築できた。	本人が自身の状況などを発信できる場を増やしていく。	引き続き、当事者が積極的に各種会議へ参加し発言の機会が作れるよう、当事者組織の周知を行う。
		障がい福祉課	地域自立支援協議会のほか、きさらづ障がい者プラン作成等障害福祉施策に関する会議への参加により意見等発言の機会を提供する。	当事者に地域自立支援協議会及び各専門部会の構成員として参加や、「第6次きさらづ障がい者プラン」の策定のため、障害者計画策定委員会の委員として、意見等の発言の機会を提供した。	直接、意見等を伺ったことで、障がい者に寄り添った施策の検討ができ、プランの策定に反映できた。	A	当事者に意見等発言の機会を提供することができた。	障がい福祉施策の推進のため、引き続き当事者の意見等を発言の場を提供する必要がある。	引き続き、地域自立支援協議会及び各専門部会に参加していただき、意見等の発言の機会を積極的に設けていく。また、現行プランの評価や「第6次きさらづ障がい者プラン」の進捗管理を実施していく。
5	ひとり親家庭等に対する支援体制の強化	子育て支援課	民間ボランティア団体の交流の場の情報を提供するとともに、当事者のニーズ把握に努める。	相談者ひとり一人のニーズにあった、ひとり親支援に特化したNPO法人等の団体の紹介を行った。	相談者のニーズにあった団体等の情報を入手し、必要に応じてその団体のサービス利用につながった。	A	相談者が各自のニーズにあった団体等の情報を入手し、必要に応じてその団体のサービス利用につながった。	情報の更新が早い民間団体の最新の情報を入手し、相談者のニーズに合わせ情報提供をしていく。	相談者のニーズに合わせ、最新の情報を入手できるよう、民間ボランティア団体等との情報共有に努める。

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
(6)健康づくり、介護予防、生きがいづくりへの支援（地域福祉計画61～62ページ）									
1	妊婦、乳幼児期から高齢期へと生涯にわたる健康づくりの推進	健康推進課	健康実態と課題を踏まえ、ライフステージごとの健康目標を定め、市民主体の健康づくり推進に向けた保健活動を実施。	妊娠期・乳幼児期においては、マタニティ教室や乳幼児健診、各種教室、生活習慣病予防健診事後指導等において、年齢に応じて、基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発や個別指導を行った。 児期から学齢期の歯や口の健康づくり推進のため巡回口腔衛生指導を実施した。また、市内の一部小中学校において、永久歯のむし歯予防を目的にフッ化物洗口事業を実施した。 高齢期においては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、フレイル予防のため保健事業を実施した。 全世代への取り組みとして、らづFitの登録者や歩数を増加させるためのイベントを実施したほか、体組成計「らづBody」を使用して、健康測定会を実施し、健康を自己管理しやすい環境づくりを行なった。	(R5.12月末現在) ・マタニティ教室108人 ・乳幼児健診指導1,996人、乳幼児栄養事後指導延87人 ・7か月児教室257組 ・幼稚園保育園児への健康教育3,214人 ・生活習慣病予防健診事後指導実施校数 小学校1校、中学2校 ・巡回口腔衛生指導数(保育園・幼稚園・小中学校)3,809人 ・フッ化物洗口事業実施校数 小学校4校、中学校3校 ・高齢者へのフレイル予防講座 33回 ・らづFit登録者数7,733人、8000歩達成率49.4%(月平均)	B	ライフステージ別の健康課題を確認し効果的な実施に向け計画的に取り組んでいる。	ライフステージ別健康目標に達していない項目については、取組み状況を見直し、実施体制等を再検討し実施する必要がある。	第4次健康きさらづ21に基づき健康づくりを推進するにあたり、ライフステージ毎の取組に加え、ライフコースに着目した健康づくりの推進をはかる。
2	予防可能な生活習慣病の発症予防及び重症化予防のための支援	健康推進課	栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の適切な生活習慣の維持、改善により、予防可能な疾病の発症や重症化を予防する。	各種健(検)診、健康教育、健康相談などの事業を継続実施した。 今年度からの取り組みとして、高齢者に対する生活習慣病重症化予防のための保健指導を3地区の対象者に対して実施すると共に、高齢者の健康状態不明者への訪問を新たに実施した。	・若年期健康診査事後における結果説明会76人、健康相談187人 ・特定健康診査事後重症化予防健康相談95人 ・高齢者重症化予防保健指導2地区15人(R5.12月末現在) ・若年期健康診査事後における結果説明面接 延197人 健康相談 延366人 ・特定健康診査事後重症化予防健康相談 延166人 ・高齢者生活習慣病の重症化予防訪問指導 延27人 ・高齢者の健康状態不明者の訪問 延28人	A	対象者における実施状況は、事業計画どおり遂行している。	肥満者が増加しているため、適正体重に近づけるための支援や高血圧や糖尿病等の未治療者への受診勧奨や食生活等生活改善に向けた指導を強化していく必要がある。	引き続き、各種事業の評価を行いながら、事業実施方法の検討、工夫を行う。
3	健康づくりのための情報提供	健康推進課	各種事業、関係団体との連携会議、広報紙、市ホームページ等を通じ健康についての知識の普及・啓発に努める。	がん検診や健診会場、イベント会場において、体組成計「らづBody」を用いて、測定し、使用方法、結果の見方の周知をはかった。また、併せて、健康アプリ「らづFit」の周知も行った。	(第4次健康きさらづ21策定にあたっての市民アンケートより) ・「らづBody」の「言葉も意味も知っている」割合は5.5% ・「らづFit」の「言葉も意味も知っている」割合は10.3%	B	「らづBody」、「らづFit」の周知を通じて、市民が自身の体に興味を持ち、健康づくりのきっかけづくりにつなげているものの、認知度は低い現状がある。	本市の健康課題である肥満対策の推進、がん検診受診率向上等の健康課題に対する市民への知識の普及啓発の強化をはかる必要がある。また、市民が主体的に健康づくりに取り組むことを推進するため、体組成計「らづBody」、健康アプリ「らづFit」の周知を引き続き行なっていく。	「第4次健康きさらづ21」に基づき、健康づくりについての知識の普及啓発を実施していく。
4	健診受診率の向上に向けた取組みの推進	健康推進課	個別受診勧奨や広報などで受診を促すと共に、複数の検・健診を同時実施するなど受けやすい環境づくりを行う。	妊産婦および2歳児、成人歯科健康診査においては、受診率向上のためSNSでの情報発信を行った。がん検診では子宮がん20歳、乳がん40歳の者に無料クーポン券を配布し、20歳～65歳のうち5歳刻みの者(男性は40歳以上)への個別受診勧奨。また、がん検診、若年期健診の集団健診の申込みをオンライン申請を取り入れ、申しやすい環境を整えた。	R5.11月末現在) ・がん検診受診率 胃2.1% 肺4.0% 大腸3.8% 乳7.7% 子宮9.2%(乳・子宮は見込) ・肝炎ウイルス検診受診率1.5% ・若年期健康診査受診率 5.0% ・妊産婦歯科健康診査受診率 妊婦35.1% 産婦25.7% ・2歳児歯科健康診査受診率 58.3% ・成人歯科健康診査受診率 5.7%	B	各がん検診において、やや受診率の向上がみられているが、その他の健(検)診については横ばい状態であり向上には至っていないため。	各がん検診においては、やや受診率向上が見られたものの、依然として低い状況であるため、受診率向上に向けた対策をはかっていく。また、若い世代からの生活習慣病の発症予防のために、若年期健康診査の受診率向上をはかっていく。	がん検診については、コラボ(同時に複数の検診を受診可能とする)検診の充実など受診しやすい環境整備を行うと共に、がん検診の案内紙を見直し、改善することで、わかりやすい情報発信を行う。 若年期健康診査については、過去に受診歴のある健診未受診者」に対して受診勧奨を実施すると共に、集団健診予約枠を増加し、受診しやすい環境の整備を行う。
5	健康増進センター等による運動の機会の充実	健康推進課	子どもの体づくり、成人の健康づくりや介護予防を目的とした各種教室・レッスンを実施。	子どもの体づくり、成人の健康づくりや介護予防を目的とした各種教室・レッスンを実施。	4月から11月までの、利用者数78,049人(昨年度比11,828人増)、各種教室参加者数1,079人(昨年度比232人増)、当日申込レッスン参加者数4,465人(昨年度比61人増)。	A	令和3年度にトレーニングマシンを更新したこと等により、前回に引き続き昨年度より利用者数が増加しているため。またSNSによる周知等により、各種教室及びレッスン参加者数が昨年度より増加しているため。	利用者数の増加を図り、利用者の運動継続を支援する。	引き続き、利用者数の増加を図り、利用者の運動継続を支援していく。
6	保健・医療・福祉やNPO、ボランティア団体とのネットワークを形成	福祉相談課	社会福祉協議会において地域の健康課題、生活課題を共有し、課題解決のためのネットワークづくりを進める(コミュニティソーシャルワーク事業)。	地域包括支援センター単位にコミュニティソーシャルワーカー(職員)を配置し、福祉サービスの横断的利用を可能とするため、多職種間での連携を図った。	多職種間で連携を図り情報交換を行ったことにより課題解決に向けた支援を行うことが出来た。	B	各事業において、行政の各課や医療、福祉、司法等機関との連携が図れた。	企業、NPO、ボランティア団体との連携。	企業、NPO、ボランティア団体との連携に向けた取り組みを検討する。

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
7	市民向け各種講座・講習の開催	福祉相談課	社会福祉協議会において生きがいづくりのための各種講座・出前講座を開催する。	各種出前講座等を開催した。 ①ボランティア傾聴基礎・フォローアップ研修を開催予定 ②講演会「おたがいさまの地域づくり」(参加者101名) ③成年後見制度研修会 ④その他複数の講座	①受講生に対して傾聴活動の重要性、意識の向上を図れた。また、受講生の傾聴スキルが向上した。 ②講座を通して多くの市民の参加を得られ、おたがいさま及び地域づくりに対する意識の向上が図れ、地域づくりに参画したいとの多くの意見を寄せられた。 ③多くの市民が成年後見制度の必要性を感じ取った。	A	市民の地域福祉活動参画への意識向上が図れた。	各種講座の内容の充実や開催回数	講座の内容を検討し、魅力ある講座を開催し、市民の地域福祉活動への参画及び生きがいづくりにつながる講座の開催に努める。
8	公民館での健康を支援しあえる仲間づくり	中央公民館	健康推進のための学びを通して、地域住民の仲間づくりを図り、地域で健康づくりを支援しあえるしくみづくりを促進する。	各公民館の「健康」をテーマにした主催事業。23事業99回実施	各公民館で「カラダやココロ」の健康をテーマにした主催事業を実施した。 参加者数 952名	A	各公民館で、最低1つ以上「健康」をテーマとする主催事業を実施し、それぞれの地域住民の健康増進や学ぶ機会を創出できた。	引き続き、各地域のニーズをとらえた事業を実施していく。	地区担当の保健師や関係機関と連携し、地域に合ったテーマを取り上げ、多くの住民の参加を図る。
9	障がい者や高齢者の社会参加促進	高齢者福祉課	高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、積極的に社会参加ができるようにシルバー人材センターへの支援を実施する。	受件数や会員確保のための事業に補助を行うとともに、会員募集や活動内容の広報活動について、支援した。	活力あるシニア世代に活躍の場の提供を支援できた。	C	前年度と同様に、活動を維持。	会員数が一定を維持しているが、今後も維持・増加できるよう周知することと、事務局と意見交換が必要。	シルバー人材センターの周知に加え、事務局と積極的な意見交換を行う。
		障がい福祉課	障がいの有無に関わらず地域で共生した社会を構築するため、市民の相互連携及びNPO法人の活動の活性化を図る。	地域自立支援協議会啓発交流部会において、障害福祉イベントを開催した。 また、市内のNPO法人が運営する地域活動支援センターⅢ型事業施設を支援するために補助金を交付した。	障害福祉イベントでは昨年度を上回る約700人の来場者があり、障がい者への理解促進に寄与した。 また、地域活動支援センターⅢ型事業施設を運営するNPO法人に補助金を交付し、その活動を支援することで、安定した施設運営に寄与した。	B	市民との相互連携による障害福祉イベントを開催することにより、障がい者への理解を深め、共生社会の構築の推進に寄与した。 また、地域活動支援センターⅢ型事業運営費補助金を交付することで、安定した施設運営が行われ、提供されるサービスの質を保つことにつながり、障がい者支援の促進に寄与した。	継続して障害福祉イベントを開催するとともに、地域活動支援センターⅢ型事業に係る運営補助金を交付するための予算を確保する必要がある。	共生社会の実現を目指し、市民の相互連携による障害福祉イベントを、引き続き、開催していく。 また、地域活動支援センターⅢ型事業施設に対して、支援を継続して行う。
10	サロンの場での生きがいづくり	福祉相談課	社会福祉協議会において、サロンの場を高齢者の生きがいづくり活動のひとつとする。	地区社協への助成金交付を行うことにより、地区社協関係者が運営する市内16か所の高齢者サロン活動の財政支援ができた。生活支援コーディネーターがサロン活動に参加し、ボランティアのサポートを行った。	安定した財源の確保と、生活支援コーディネーターによる取組により、サロン活動が活性化した。	B	地域住民交流の拠点づくりに貢献できた。	地域が限定的	引き続き、幅広い地域に活動の支援を行う。

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
(7)地域における子育ての支援 (地域福祉計画63～64ページ)									
1	保育士の処遇改善、保育所等の拡充、整備の推進	こども保育課	保育士の定着及び質の向上を行うとともに、保育の受け入れ態勢を整え、地域の子育て支援のための環境を整備する。	民間保育園保育士の処遇改善のため、補助金を令和5年11月25日に支払った。保育の受け入れ態勢については、民間活力を活用した人材派遣による市立保育園の保育士確保及び保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金の貸付を行い、市内の保育施設に従事する人材の確保に努めた。	民間保育園職員給与改善費事業(保育士)にて137,585,000円(5,237ヶ月分)交付決定し、75%を令和5年11月25日に教育・保育施設へ支払った。民間活力を活用した人材派遣により市立保育園の保育士を3名(12月時点)を確保した。また、保育士資格の取得を目指す学生9名に対して修学資金の貸付を行い、市内の保育施設に従事する人材の確保に努めた。	A	予定通り事業を実施している。	既存の保育施設が年数経過により老朽化しているため、改築等検討していく必要がある。既存の保育施設が年数経過により老朽化しているため、改築をする必要がある。	引き続き、待機児童数等を注視しつつ、効果的に実施する。
2	家庭・地域と連携した学校教育の推進	学校教育課	家庭、地域社会、学校・行政によるトライアングル子育て運動を基本に、家庭・地域社会から信頼される魅力ある学校づくりをめざし、学校教育の充実を図る。	市内全小中学校で実施されている「学校評価木更津システム」の評価結果を活用し、地域に開かれた学校づくりに取り組んだ。	各学校の課題を、学校自身が認識することで、学校支援ボランティア、学校評議員等の助けを借りながら、課題の解消に努めることができた。	B	信頼される魅力ある学校づくりという視点から作成された「学校教育『新木更津プラン』」の実現において、さらなる学校教育の充実が求められている。	学校を取り巻く社会情勢の変化が大きくなるなか、長期欠席者の人数が増加している。個々の学びを保障する観点から、対応策の再構築が求められる。	プラン時に掲げる「自立する力」と「共生する姿勢」をこどもたちのなかに育むために、家庭・地域との連携を推進していく。
3	妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援の充実	健康推進課	母子保健、子育て支援、発達相談機能を有する子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる相談に対応する。	面接、電話、メール等で妊娠、出産、子育て期にわたる相談を実施し、必要に応じて地区担当保健師による継続支援や、関係機関・関係部署と連携し、支援を実施した。	必要な支援が、経済面、心身面、養育環境等、複雑多様化しているが、各ケース毎に丁寧に寄り添った対応を行うと共に、必要なサービスにつなげていった。	A	要支援ケース毎に、アセスメントし、必要に応じて他関係各機関、部署と共に熟考した上で支援を実施している。	相談件数が複雑、長期化していくため、専門性を高め、虐待の予防、早期対応が必要である。こども家庭センターの体制を整備する必要がある。	次年度から創設する、こども家庭センターにて、福祉部門と連携を一層図り取り組む。
		子ども発達支援課	母子保健、子育て支援、発達相談機能を有する子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる相談に対応する。	18歳までの子どもの発達相談に関する窓口を整備し、個別相談、電話、メール等で子どもの発達に不安を持つ保護者への相談・支援を実施した。未就学児に加え、就学期の子どもに対する相談の受け皿を広げ、学校等との連携による支援体制の構築に取り組んだ。発達に課題のある子どもへの支援を行い、母子保健、児童福祉、障がい福祉、教育部局との円滑な接続・移行を図った。	各種相談事業を通じて個々のケースの発達課題や特性を見極めた上で適切な支援につなげることができた。また、必要に応じて保護者の同意のもとでケースの所属先へ訪問し、担任等と課題共有や支援の体制構築に努めた。 【12月末時点発達相談員による窓口相談件数】未就学児延べ172件、就学児延べ252件	A	子育て世代包括支援センターから構築してきた発達相談事業を対象年齢を拡大し、実施することができた。	就学後の相談件数が増加していくと考えられるので、安定的な専門職の確保が必要である。また、地域連携を基盤とした支援を展開できるよう地域資源の調査・確保策を考えていきたい。	福祉・教育・医療との連携により、発達支援に関する共通理解を深め、地域ネットワークの構築を長期的な目標とし、各種発達相談事業におけるケースを通して関係性を構築していく。
4	DV、児童虐待などの防止に関する啓発	子育て支援課	DVや児童虐待問題に対する関心、理解を得られるようDVや児童虐待防止のための周知活動を行う。	保育園や学校等との連携により、支援の必要な家庭の早期発見早期対応に努めた。また、11月の児童虐待防止月間に合わせ児童虐待防止に対する周知を行った。	児童虐待防止月間に、広報きさらづ、市のデジタルサイネージ利用による周知、学校等に対するポスター及びリーフレット配布、新規採用職員に対するオレンジリボン配布着用の呼びかけを行った。	A	啓発により、DVや児童虐待の早期発見、早期対応が出来たことから重篤状況に陥る前に対応することが出来た。	増加、複雑化する児童虐待に対し、一つの機関では対応が難しい。今後は関係機関と連携し、協働での対応が求められる。	DVや児童虐待防止の啓発とともに要保護児童対策地域協議会の関係機関の連携協働のための啓発を行い、増加する児童虐待に対し、関係機関と緊密に連携し早期発見するとともに協働での早期対応に努める。
5	地域子育て支援センターを中心に、子育て支援事業を充実	こども保育課	市内の地域子育て支援センターを拠点に地域の実情にあった各種子育て支援事業を実施。	市内の地域子育て支援センターでは子育て親子の交流の場の提供や交流の促進、子育て等に関する相談の援助及び子育て等に関する講習会の実施並びに地域の子育て関連情報の提供を行った。市内の地域子育て支援センターと庁内関係各課とで、年間3回の会議を開催し、子育て支援事業の内容や情報交換を実施。また、市内の地域子育て支援センターから相談があった際、必要に応じ、関係各部署、関係機関と連携をとって支援の対応を行った。木更津市子育て支援センターまつり「ぼんぼこベビーフェス」を開催しました。	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することができた。また、子育て支援事業の内容や情報交換を実施し、スムーズな連携、支援につながっている。木更津市子育て支援センターまつり「ぼんぼこベビーフェス」を開催することにより、子育て支援センターの周知及び木更津市内にある子育て支援センターと公立の支援センターの官民連携を図った。	A	市内の地域子育て支援センターでは子育て講座などを実施し、子育て世帯の支援を行うことができた。また、木更津市子育て支援センターまつり「ぼんぼこベビーフェス」を開催することにより、子育て支援センターの周知及び木更津市内にある子育て支援センターと公立の支援センターの官民連携を図った。	地域子育て支援センターのない地域での活動を広げていく必要がある。また、問題を抱えている家庭の利用者への対応のため、関係部署、関係機関との連携をより深めていく必要がある。	引き続き子育て支援事業を実施の上、会議に参加し、情報交換をし、関係部署、関係機関とスムーズな連携、支援を行っていく。
6	公民館での子育て世代の学びと交流の場づくり	中央公民館	子ども・子育てに関する学習機会を提供するとともに、気軽に集える場を提供し、子育てを支援する。	各公民館で、それぞれの発達段階に合わせた主催事業。 34事業363回	各公民館で、地域のニーズにあわせ、乳幼児、小中学生、思春期など発達段階に応じた学級や講座を実施した。参加者数 1,466名	A	それぞれ地域の人口構成などにあわせ、学級・講座の実施することができた。	対象地域の人口構成によっては、単独館での実施は難しいところも出てきている。	引き続き、学校など地域の教育機関とも連携しながら、複数館による合同実施についても考えていきたい。
7	サロン等において、高齢者と子どもたちと二世交代の促進	福祉相談課	社会福祉協議会において児童から高齢者まで、地域住民がともに暮らしていくための世代間交流を推進する。	市内13ヶ所の子ども食堂においての世代間交流の他、子どもの居場所(サロン)や地域食堂が新設され、高齢者が運営スタッフとして勉強の見守りや昔遊びなどを教えるなど、世代間の交流が促進された。	市内13ヶ所の子ども食堂や、新設された居場所(サロン)や地域食堂においてスタッフとして高齢者が生きがいも持って参加している。これにより世代間の交流が図れた。	A	13ヶ所の子ども食堂の他、新設したサロンや地域食堂において、スタッフとして高齢者が生きがいも持って参加しているため世代間の交流が広がっている。	地域が限定的	引き続き、幅広い地域に活動情報を伝え広めていく。

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
8	福祉施設での子どもたちと施設利用者の交流の促進	福祉相談課	社会福祉協議会において木更津市民総合福祉会館にて各種イベントを行うことにより、世代を越えた交流を行う。	福祉まつりを表彰と公演という形で規模を縮小した。	落語と三味線の公演内容であった為、高齢の参加者からは好評の声が届いた。	C	福祉まつりの規模を縮小したことや公演内容により、高齢者の参加が多く、福祉施設や子どもたちの参加は少なかった。	イベント規模及び内容の検討	子どもが参加出来るようなび世代間交流行事等を企画
9	母子保健計画・子ども子育て支援事業計画の推進	健康推進課	母子保健計画においては、第3次健康きさらづ21の計画最終評価年度(令和5年度)まで継続実施する。第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき各種事業を実施する(令和2年度から令和6年度)。	母子保健計画に基づき、健康課題に対し関係課と連携し実施した。また、当該計画は第3次健康きさらづ21に包含しており、最終年度であることから、第3次計画の評価を行い、第4次計画策定に向けて取り組んだ。	第3次健康きさらづ21計画に基づき、関係課と連携して実施するとともに、評価することができた。また、評価から健康課題を明確にし、第4次計画を策定することができた。	A	関係課と連携し、取り組んでいる。	母子保健計画については第4次健康きさらづ21に基づき関係課と連携して取り組む必要がある。令和6年度からは子ども・子育て支援事業計画に包含する形となるため、関係課と連携して計画策定に向け取り組む。	母子保健計画については第4次健康きさらづ21に基づき実施する。次期、子ども子育て支援事業計画策定に向け、子育て支援課と連携して取り組む。
		子育て支援課		子ども・子育て会議を今年度3回開催し、第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画策定に向け事業者を選定しニーズ調査業務を行う。	子ども・子育て会議を開催することで、本市の子育て支援施策に対する意見等を得て、また、ニーズ調査業務を行うことで第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた基礎資料等を得た。	子ども・子育て会議においては、本市の子育て支援施策に反映していきたい活発な意見交換等がなされており、ニーズ調査業務を行うことで、第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた基礎資料等を得ることができた。	A	子ども・子育て会議で出た意見等やニーズ調査で得られた基礎資料等を次期計画に反映できるよう検討していく必要がある。	令和6年度中に、第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画を策定する。
10	こども食堂の推進	福祉相談課	関係機関と連携し、住民主体の子ども食堂の活動を支援する。	給食センターで欠食により余剰となった食材を、福祉相談課と社会福祉協議会を通して提供し、支援を行った。	子ども食堂の活動の一助となった。	B	地域の有志により独立して運営されており、食品ロス対策と合わせた支援を行うことができた。	今後、新たに子ども食堂を立ち上げる団体に対して、速やかに情報提供等を行う必要がある。	立ち上げ等において、支援制度等の情報提供等を速やかに行う。
11	ひとり親家庭等に対する支援の実施	子育て支援課	ひとり親家庭等の状況に応じて、経済的支援や制度に関する情報提供をするとともに、生活や福祉についての相談に応じる。	ひとり親家庭サポートパンフレットを改定して配布した。母子・父子自立支援員が生活や福祉についての相談に応じた。	728件(令和5年4月1日から11月30日)の相談に応じた。	A	関係各課及び関係機関との連携を図り、個々のひとり親の状況に合わせた支援の取り組みをすることができた。	若年層のひとり親が相談窓口につながる事ができるよう、情報発信の方法を見直す必要がある。	SNS等を利用し周知方法を工夫する。

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
(8)避難行動要支援者への支援体制づくり (地域福祉計画65~66ページ)									
1	避難行動要支援者名簿の作成	障がい福祉課	危機管理課からの依頼を受け、身体障害者手帳1, 2級の在宅の方、療育手帳A判定以上の在宅の方、精神障害者福祉手帳1級の在宅の方、市内施設に入所している方の名簿を作成する。	避難行動要支援者名簿作成に係る法令要件を満たす障がい者を選別し、危機管理課へ情報提供を行った。	適切な情報共有により、対象者の把握を可能にしている。	A	最新の避難行動要支援者名簿が作成され、災害対応に貢献している。	提供する情報について、常に更新が必要である。	危機管理課からの依頼に応じられるよう、適切な情報管理を行う。
		介護保険課	主に要介護高齢者、障がい者等、災害時の避難行動に支援を要する人の名簿を作成する。	危機管理課の依頼に基づき、要介護3以上で在宅の者および要介護度に関わらず施設入所をしている者が対象の名簿を年2回作成した。	作成した名簿により、介護保険課においても避難行動に支援を要する方を把握した。	A	年2回の名簿を作成した。	特になし。	今後も依頼に基づき、年2回名簿を作成する。
2	自主防災組織や自治会・町内会などへの名簿提供	危機管理課	このうち、避難行動要支援者本人からの個人情報提供の同意を得られた方の名簿情報は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などの地域で活動する関係者(避難支援等関係者)に提供する。	個人情報提供の同意を得られた方の避難行動要支援者名簿情報を、各まちづくり協議会、民生委員、提供依頼を受けた自治会等へ提供する。	各まちづくり協議会へ名簿提供を実施するとともに、依頼のあった自治会に名簿提供を実施した。また、各民生委員には年度内に名簿提供を行う予定である。	A	自治会等からの名簿提供依頼件数は減少したが、昨年度から各民生委員への名簿提供を実施しており、今年度も更新を予定している。また、今年度からは各まちづくり協議会への名簿提供を実施し、名簿提供数は大幅に増加しており、名簿を活用した避難訓練が行われる等、地域での活動に寄与したため。	名簿情報内の死亡者・転出者・新規登録者などの更新方法、配布方法を効率化し常に新たな名簿を提供することが必要。	さらに多くの組織(自主防災組織、自治会等)への名簿の提供に努め、避難支援者による平時からの共助の醸成を図っていく。
3	地域包括支援センター等専門機関と連携した災害時避難体制の検討	高齢者福祉課	地域包括支援センター等専門機関と連携した災害時避難体制を検討する。	危機管理課から保存水の保管について各包括事務所にて引き続き保管し、災害時の体制に備えた。危機管理課から保存水の保管について、各包括事務所にて引き続き保管し、災害時の体制に備えた。避難行動要支援者名簿について、地域包括支援センターとの情報交換の場を危機管理課に提供した。	引き続き、災害時用保存水を各地域包括支援センターにて保管し、災害時体制の整備を図った。地域包括支援センター管理者会議において情報交換の場が提供できた。	B	災害用保存水の保管と情報交換の場を提供することで、災害時体制の整備を図ることができたため。	地域包括支援センター等専門機関としての役割等を踏まえ、災害時避難体制の検討。	危機管理課が関係課や包括を含む関係機関と調整する災害時避難体制の取組みに地域包括支援センターが連携して高齢者等が円滑に非難が行えるよう検討を進める。
		危機管理課		個人情報提供の同意を得られた方の避難行動要支援者名簿情報を更新し、各地域包括支援センターへ配付する。	避難行動要支援者名簿の更新、地域包括支援センター担当者との避難行動要支援者名簿に関する情報交換を実施した。	A	当初予定どおり、避難行動要支援者名簿の更新、地域包括支援センター担当者との情報交換を実施したため。	名簿情報内の死亡者・転出者・新規登録者などの更新方法、配付方法を効率化し、常に新たな名簿を提供することが必要。	避難所運営マニュアルを作成及び更新していく中で、地域包括支援センター等の専門機関と連携し、災害時に高齢者等が円滑に避難所への避難が行えるよう、取り組んでいく。

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
4	高齢者・障害者・乳幼児などの要配慮者に配慮した避難所運営及び福祉避難所の体制整備	障がい福祉課	地震、津波、風水等に対応する災害マニュアルを作成し、情報収集、障害者支援施設等との連絡調整の手段をはじめ、障がい福祉班の体制整備を確認する。(障がい福祉課)	障がい福祉班の体制を見直した。	障がい福祉班の体制を見直したことにより、災害対応力の向上が図られた。	B	障がい福祉班の体制を見直したことにより、災害対応力の向上が図られた。	大規模災害の発生による障がい者支援を適時適切に行うため、さらに福祉避難所の確保が必要である。	引き続き、障がい福祉班の体制を適宜見直すとともに、危機管理課と連携し、福祉避難所の確保について取り組んでいく。
		介護保険課	一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別な配慮がなされた福祉避難所の運営及び職員配置等の体制整備。(介護保険課) 大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき、避難所の健康管理にいたる外部との調整役としての動きをとる。(健康推進課)	木更津市地域防災計画に基づき、福祉避難所が開設された場合に対応できるよう備えている。	福祉避難所が開設される災害がなかったが、木更津市地域防災計画及び福祉避難所の体制等を再度確認し、災害に備えた。	A	木更津市地域防災計画及び福祉避難所の体制等の再確認を行い、災害に備えた。	災害時に適切に対応するためには、平常時から定期的に体制等の確認を行う必要がある。	福祉避難所が開設された際には、木更津市地域防災計画に基づき適切に対応できるように努める。また、避難所毎の運営マニュアルに沿った対応ができるよう努める。
		健康推進課	避難所ごとに作成する運営マニュアルにおいては、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理、また、要配慮者への対応等、避難所を利用される方々の状況等に配慮したマニュアルとなる様促す。また、現在9つの福祉事業者と福祉避難所開設に関する災害協定を結んでおり、福祉避難所の体制整備に努める。(障がい福祉課、介護保険課、子育て支援課、健康推進課、危機管理課) 出産間近、出産直後の妊産婦や新生児等、一般の避難所で生活することが困難な母子への配慮がなされた母子福祉避難所運営の体制を整備する。(子育て支援課)	課内における災害対応訓練として、緊急時連絡訓練や広域災害救急医療情報システム操作に関して、書面にて共有した。大規模災害時における保健活動マニュアルについて、平成27年3月に策定以降見直しが行われていないため、改訂を行なう予定。BOSSシステム運用訓練に参加し、災害時のBOSSシステムの対応を学んだ。	課内における災害対応訓練については、毎年継続実施しているため、スムーズに実施できている。毎月、出産間近、出産直後の妊産婦や新生児等の災害用名簿を作成することができている。災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド作成に関して、千葉大のヒアリングを受け、策定・見直しに向けて手順等を学ぶことができた。BOSSシステムへの登録内容を見直し更新することができた。BOSSシステムの見直しにて母子福祉避難所運営について準備ができていないことがわかった。所管課と連携して体制整備を進める必要性が分かった。	C	大規模災害時における保健活動マニュアルの改訂が必要であるが、知識・情報が不足していたことや他部署等との調整も必要であり、十分な検討、見直しまで至らなかった。	近年大規模災害による甚大な被害が発生している。災害時における保健活動を組織的に図る必要があるため「大規模災害時における保健活動マニュアル」の改訂を急ぐ必要がある。チームで取り組み令和6年度中内に改定を行う。母子福祉避難所運営の体制整備を関係課と連携して取り組む必要がある。	大規模災害時保健活動マニュアルを改訂し、組織として共有を図る。改訂後の大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき訓練等を行う。課内における災害対応訓練を継続実施する。母子福祉避難所運営の体制整備に取り組む。
		危機管理課	避難所運営マニュアルを作成する中で、要配慮者に配慮した避難所運営が行えるよう避難所マニュアル作成委員会等へ助言等を行う。	避難所運営マニュアルの作成について、未策定の地区に案内等を実施した。 ※策定済みの避難所(53箇所中21箇所) 祇園小学校、木更津第一小学校、東清小学校、南清小学校、清見台小学校、高柳小学校、八幡台小学校、木更津第三中学校、岩根中学校、太田中学校、波岡中学校、鎌足中学校、清川中学校、岩根西中学校、八幡台公民館、東清公民館、岩根公民館、清見台公民館、西清川公民館、波岡公民館、桜井公民館 計 21箇所	避難所運営マニュアル未策定の地区に案内等を実施し、作成の促進に努めたが、全ての避難所で策定ができていないため。	B	地域の防災力の向上を図るため、各まちづくり協議会、自治会、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画の作成を支援し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る必要がある。	今後も引き続き、避難所運営マニュアルの作成を支援する中で、要配慮者に配慮した避難所運営が行えるよう避難所マニュアル作成委員会等へ助言等を行う。また、福祉避難所においては、より多くの福祉事業者からの支援が受けられるよう、災害協定の締結等、福祉避難所開設が可能な施設の確保に取り組んでいく。	
5	市社会福祉協議会が災害時に設置する災害ボランティアセンターとの連携	福祉相談課	市社会福祉協議会が災害時に設置する災害ボランティアセンターと連携して、被災者への支援を行う。	災害時に被災者へ効率的に支援が出来るように災害協定を締結した。自主防災実務者講習会及び木更津防災フェスタにおいて社会福祉協議会が災害時のボランティア活動に関する周知・実践を行った。	市民の防災に対する意識の高揚と連携の必要性理解が深まった。	A	市民の防災に対する意識の高揚と連携の必要性理解が深まった。災害協定を締結した。	定期的な訓練等の実践による継続的な取り組みの積み重ね	定期的な訓練等の実施

事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針	
基本目標2 風通しのよいまちを創ろう									
(1)地域コミュニティの活性化と活動拠点の充実 (活動計画67～68ページ)									
1	住民による地域組織への支援	市民活動支援課	多様化・複雑化する地域の課題を地域のことを、もっともよく知る住民が、自治会・町内会や各種関係団体等で構成する「地区まちづくり協議会」を設立し、地域における課題等に対して地域の特性や実情に応じて主体的に取り組み、行政がその取り組みを支援している。	現在設立している全13地区の協議会が防犯や防災事業、地域交流事業、福祉事業等、多様な事業を実施し、実施事業に対し、人的支援及び補助金交付を行った。 また、既存の協議会に対し、更なる事業の活性化を図ることを目的に地域づくりの分野等で活躍している大学教授を講師に招き、地域づくりに関するワークショップを開催した。 さらに、未設立地区については、未設立地区区長を対象とした、設立に向けた説明会及び地区割検討会を実施し、設立を促すアプローチを行った。	まちづくり協議会が実施している多くの事業に、地区担当職員(地域推進班)を派遣し、事業運営の事務援助を行った。	A	新型コロナウイルス感染症に対する規制緩和により、停止していた事業等を再開する地区もあり、地区担当職員(地域推進班)の活動量に差がでてしまっている。また、事業の固定化等の課題もあるため、持続可能な地域づくり推進するためにも、ワークショップや講演会の開催等、行政がサポートする必要がある。	引き続き補助金等財政的支援や人的支援を実施していく。 また、より充実した事業を実施できるよう、今後、協議会同士の交流会や講師を招いた講演会の開催を予定している。	
2	公民館をはじめとする公共施設の有効活用	中央公民館	生活課題・地域課題に向き合った学びを通して人と人とのつながりをつくる。また、その成果を地域づくりに活かすしくみづくりに取り組み、市民とともに歩む公民館活動を推進する。	各公民館で、それぞれの地域の生活課題、地域課題をテーマとした主催事業 35事業134回実施。	各公民館で、地域における課題をとらえて事業を実施した。 参加者数 1606名	A	地域住民の市民参画を図り、それぞれの地域で創意工夫した事業に取り組んだ。	公民館の利用者層拡大を図るため、常にテーマや学習課題についてはブラッシュアップしていきたい。 地域での生活課題など、的確にとらえ、事業化するとともに、新しい公民館利用者の増加につなげたい。	
3	空き家・空き店舗等を活用した福祉活動拠点の確保	産業振興課 福祉部内各課	「空き店舗活用支援事業補助金」を活用した福祉活動拠点の確保に取り組み、地域コミュニティの活性化を図る。	木更津市産業・創業支援センターらづ-Bizと連携し、木更津創業塾にて空き店舗補助金の説明を行うなどして周知をした。令和5年12月時点の間合せ件数は22件。	令和5年12月時点で3件の補助金申請があり、そのうち1件は障害福祉事業、就労継続支援B型事業所併設の飲食店。	B	福祉活動拠点に対する補助が1件あったため。	制度の周知により空き店舗登録の充実を図るとともに、福祉活動拠点をはじめとした、より多くの新規出店者による活用を目指す。	空き店舗登録制度及び補助金制度の周知方法を検討し、より広く知ってもらうよう努める。
4	サロンでの傾聴ボランティアと連携したコミュニティソーシャルワーカーによる支援	福祉相談課	木更津市社会福祉協議会内にコミュニティソーシャルワーカーを配置することにより、サロンでの傾聴ボランティアと連携した支援を行う。	コミュニティソーシャルワーカー及び生活支援コーディネーターによるサロンへのアウトリーチにより傾聴を実施した。 今年度からは個人宅への傾聴ボランティア派遣を始め、傾聴ボランティア、包括、コミュニティソーシャルワーカーと連携をした支援を実施した。	活動を限定的であったが参加者からは満足の声が上がった。	B	利用数が少ない。	傾聴ボランティアの養成。	傾聴ボランティア養成研修実施及び活動の支援。
5	サービス提供事業者間での援助を求めている人の情報共有体制整備	福祉相談課	社会福祉協議会においてサービス提供事業者間での援助を求めている人の情報を共有する体制を整備する。	援助を求めている人への支援活動は、サービス提供事業者間でこれまで通り情報を共有した。一方社協の内部間では情報システムの活用により、各係で情報の共有を行った。	サービス提供事業者間の関係づくり連携に努めながら支援会議等を開催して情報を共有し、支援を要する人に対して適時・適切に支援を提供できる体制を強化してことで、支援を要する方の安心感へとつながった。	B	情報の共有がスムーズになった。	分野を超えた課題に対する関係機関との連携と情報の共有。	多機関協働事業を生かした情報の共有と連携を強化する。
6	認知症等高齢者見守り事業などの推進	高齢者福祉課	地域における高齢者の見守り体制を構築するため独居高齢者等の情報を民生委員に提供し見守りのための訪問を行う。	見守りの対象者の見直しを行った。市内の75歳以上の高齢者とし、日中独居の方の見守りが実施できるよう整備した。	地域社会全体で高齢者を見守る新たな体制を構築できた。	A	見守り者である民生委員の意見をフィードバックし、対象者の整備を実施できた。	引き続き、民生委員と共に、見守り体制を構築していく。	今後も、見守り体制を構築できるよう現状の把握に努める。
7	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携推進	福祉相談課	民生委員児童委員協議会の会議等へ市の職員が出席し、情報交換を行う。	月例の地区会長会議に担当者が毎回出席し、情報共有を図った。 また、令和5年6月の各地区民協に生活支援課のCWが出席し、情報交換を行った。	民生委員・児童委員に対し、市の行う事業について理解促進を図ることができた。	B	市職員と地区会長をはじめとした民生委員・児童委員との間で情報交換を行い、連携を図ることができたため。	民生委員・児童委員と市の各部署及び事業についての情報交換や連携の強化。	引き続き、月例の地区会長会議に担当者が出席し、情報共有を図り、連携強化に努める。
8	対象者横断の相談・支援窓口の設置と住民への周知	福祉相談課	複合的な問題を多く抱える生活困窮者に対し、関連機関と連携し、早期的な支援を継続的にやっている。	相談者が抱える複合的な課題に対して、関係する庁内各課や福祉協議会等と連携して解決にあたることで、相談・支援体制を整えた。	今年度の延べ相談数は12月末時点で2,411件であり、関係団体等と協力し、継続して課題解決に取り組んでいる。	A	取組む課題ごとに、連携する関係団体等が異なり、相互に協力して課題に取り組む中で、体制の構築と連携の強化が進む。	相談数の増加や、ケースの複雑化が見込まれることから、福祉の総合窓口として相談体制の強化が必要。	様々な課題に取り組む中で、関係団体等との連携・支援体制を強化していく。

事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針	
(2)地域の助け合い活動の推進 (地域福祉計画69～70ページ)									
1	転入者に対する自治会・町内会などについての情報提供	市民活動支援課	当課に問い合わせがあった場合に個別に回答するほか、市民課、住宅課窓口及び公民館にて自治会加入案内チラシを配付する。	千葉県宅地建物取引業協会南総支部、木更津市区長会連合会の間で自治会への加入促進に関する協定を今年度も継続し、市民課窓口や不動産販売時等に自治会加入案内チラシを配布した。今年度、市民課窓口では、転入世帯に加え、転居世帯に自治会案内チラシを配付し、より多くの方へ呼びかけを行った。	自治会加入率 令和4年度 59.1% 令和5年度 57.8%	B	自治会加入案内チラシの配布世帯を拡大し、より多くの世帯に自治会加入の呼びかけを行ったが、自治会加入率の増加につなげられなかった。	自治会加入率の低下により、地域のつながりの希薄化が高まることが懸念される。	自治会加入案内チラシを活用した未加入者の勧誘を各自治会へ促すとともに、自治会加入案内チラシの記載内容等を見直していく。
2	市社会福祉協議会を通じての地区社会福祉協議会活動の助け合い活動の推進	福祉相談課	社会福祉協議会を通じての地区社会福祉協議会の活動支援を行う。	CSW養成研修及び担い手養成講座を開催し、自分たちの住む地域の課題やニーズを抽出することにより自分たちでできることは何かを学んだ。また、今後の助け合い活動の参加についてのアンケートも実施した。 市内全域対象 1回	岩根東地区においては、困りごと救済活動の3月中旬実施開始に向け、準備を進めている。	C	コロナ禍により、地域の活動が停滞している地域もある。	・地区社協の活動拠点 ・地区社協活動への支援体制の強化	地域の実情に応じた助け合い活動の推進を引き続き支援する。
3	障害者差別解消法の普及啓発	障がい福祉課	障がいを理由とする差別を禁止するため、障がいについての知識や理解不足、偏見の解消に向けた啓発活動を行う。	ホームページに障害者差別解消法について掲載し周知を図った。また、地域自立支援協議会の権利擁護部会において、差別解消や障がい者理解の啓発のため、こどもまつりや障害福祉イベントにて啓発活動を行った。	ホームページによる周知や、イベントでの啓発活動により、障害者差別解消の推進に寄与することができた。	B	機会を捉えて周知啓発活動を実施したことにより、障害者差別解消の推進に寄与した。	継続した障害者差別解消法の周知が必要である。	引き続き、ホームページによる周知や、障害福祉イベント等の場を活用し、障害者差別解消の周知に取り組んでいく。
4	児童・生徒・住民への福祉学習の推進	学校教育課	市立小中学校における福祉教育を通じ、今後の地域福祉推進に向けた意識の向上を図る。	社会福祉協議会と連携し、学校における福祉教育の機会の拡大および意識の啓発に努めた。	車椅子やアイマスク体験等の学習機会を設けることで、こどもたちの体験活動を創出することができた。	B	体験活動の制限等が解除され、本来の活動ができるようになっており、意識の啓発において、より多くのこどもたちに働きかけることができた。	活動に制限がかかっていた社会情勢のなかで、体験の機会を得られなかったこどもたちへの機会の再創出を検討していく必要がある。	社会福祉協議会の支援を受けながら、引き続き学校における福祉教育を通じ、意識の向上を図る。具体的には体験時間の拡大を推進する。

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
基本目標3 「これから」を支える人を育てよう									
(1)地域福祉の担い手づくり (地域福祉計画71ページ)									
1	ボランティア活動に関する情報提供や環境の整備、ボランティアセンターコーディネート人材の育成、ボランティア活動の支援	市民活動支援課	市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」を活用して、市民活動に必要な施設の提供や市民活動に関する情報収集・発信・団体間の交流、ネットワーク化、NPO法人設立に向けた支援を行う。	市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」にて、市民活動に関する情報収集及び発信、市民活動支援に関する講座の開催並びに市民活動参加の契機にするための取り組み等を行った。	市民活動支援センター登録団体に、新たに6件の登録があった。	B	例年よりやや少ない登録数であるが、市民活動の一定の普及が図れたものとする。	市民活動人材の確保に向けた取り組みのさらなる推進が必要となっている。また、講座への参加者が少ないため、ニーズに沿った企画や周知方法の見直しが必要となっている。	市民活動に関する情報発信や参加の契機となる事業を実施し、市民活動の普及に取り組む。また、登録団体を対象としたアンケートを実施し、ニーズの把握に努める。
2	児童・生徒・市民への福祉学習の推進(再掲)	学校教育課	市立小中学校における福祉教育を通じ、今後の地域福祉推進に向けた意識の向上を図る。	社会福祉協議会と連携し、学校における福祉教育の機会の拡大および意識の啓発に努めた。	車椅子やアイマスク体験等の学習機会を設けることで、こどもたちの体験活動を創出することができた。	B	体験活動の制限等が解除され、本来の活動ができるようになっており、意識の啓発において、より多くのこどもたちに働きかけることができた。	活動に制限がかかっていた社会情勢のなかで、体験の機会を得られなかったこどもたちへの機会の再創出を検討していく必要がある。	社会福祉協議会の支援を受けながら、引き続き学校における福祉教育を通じ、意識の向上を図る。具体的には体験時間の拡大を推進する。
(2)中高年パワーの活用 (地域福祉計画72ページ)									
1	高齢者の生きがい対策や就労支援のため、シルバー人材センターの活用	高齢者福祉課	高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、積極的に社会参加ができるようにシルバー人材センターへの支援を実施する。	受注件数や会員確保のための事業に補助を行うとともに、会員募集や活動内容の広報活動について、支援した。	活力あるシニア世代に活躍の場の提供を支援できた。	C	前年度と同様に、活動を維持。	会員数が一定を維持しているが、今後も維持・増加できるよう周知すること、事務局と意見交換が必要。	シルバー人材センターの周知に加え、事務局と積極的な意見交換を行う。
2	現役を退いた「団塊の世代」が地域活動に参加できるような環境づくり	福祉相談課	社会福祉協議会において「団塊の世代」が自分のやりたい活動を見つけ、地域活動に参加できるよう地域活動についての情報の提供を行う。	団塊の世代が自分のやりたい活動を見つけ、地域活動に参加できるよう地域活動についての情報の提供を行った。	ファミリーサポートセンターでは団塊の世代が提供会員となり生きがいを感じて活動をしているとの報告があった。子ども食堂や地域食堂においても団塊の世代が運営協力を生きがいをもって携わっているのを見ている。	B	実際に見たり、報告を受けて生きがいづくりに繋がっていると感じた。	情報の提供が行き届いていない。	引き続き、「団塊の世代」が地域活動に参加できるよう地域活動についての情報の提供を行う。
(3)社会福祉法人と連携した小地域活動の推進 (地域福祉計画73ページ)									
1	社会福祉法人と地区社会福祉協議会活動との連携推進	福祉相談課	市内の社会福祉法人に声をかけて合同会議を開催し、法人の意向を調査したうえで、地区社協会議にて法人から協力をもらいたい事項を検討し、連携を推進する。	地区社協関係者研修会に、多機関協働事業に係る市内社会福祉法人関係者の参加を募り、合同で開催した。(2回開催、67名の参加)	関係性の構築のためのきっかけを作ることができた。	D	具体的な移行調査や協議に至っていない。	地区や法人ごとの意向確認	相互の意向を調査し、取り組み内容を検討して連携を推進する。
2	社会福祉法人の社会福祉充実計画承認(広域市町村圏)	福祉相談課	社会福祉法第55条の2の規定により、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の承認申請を行ってもらうよう促す。	木更津市承認件数1件(恒久福祉会)	社会福祉充実計画の承認申請を行ってもらうよう促した。	A	承認申請を得られたため。	引き続き計画の承認申請を行うよう促進していく。	引き続き計画の承認申請を行うよう促進していく。
3	社会福祉法人と市社会福祉協議会との定期協議	福祉相談課	市内の社会福祉法人に声をかけて合同会議を開催し、法人の意向を調査したうえで、定期協議を実施する。	社協の重層事業に係る研修会として市内社会福祉法人関係者の参加を募り開催した。(2回開催)	関係性の構築、各参加法人が把握している地域生活課題やそれぞれの法人が抱える課題の共有を図ることができた。	D	具体的な法人の意向調査や定期協議に至っていない。	法人ごとの意向調査	意向調査と合同会議の開催